

令和6年度 鹿屋市休日保育について

1 実施場所 大黒保育園（分園） 愛育園 鹿屋市新川町125番地1

2 予約管理 大黒保育園（本園）

※ 予約は、休日保育予約サイト（別途ご案内します）から予約してください。

利用希望月の前月1日朝9時から、1か月分の予約が可能です。

（例：5月分は、4/1（月）朝9時から予約開始）

但し、4月の受付に関しては事務手続きの関係上、予約開始日が下記の通りとなります。

⇒4月分予約・・・3/1（金）朝9時より インターネット予約開始

5月分以降は全て前月1日の朝9時予約開始。1日が日祝の場合も同様。

3 対象児童

原則として、休日等に常態的に保育を必要とする保育認定子ども（2・3号）が対象となります。

※ 生後8ヶ月以上児から利用が可能です。

※ 保護者の私的理由による場合は、対象となりません。

※ 認可保育所等に入所していない児童でも、日曜・祝日等において保育が必要である場合は、事業に支障がない範囲で利用できます。（ただし、勤務証明書等の提出が必要となります。）

4 利用方法

(1) 事前に、市役所子育て支援課又は各総合支所住民サービス課へ休日保育利用登録申請書を提出、又は鹿屋市ホームページより休日保育利用登録電子申請を行ってください。

(2) 利用登録申請が適当であると認めた場合は、受付後に休日保育利用登録申請書の写しをお渡しします。電子申請の場合は、メールにて登録番号等をお送りいたします。

(3) 利用する際は、事前に休日保育予約サイトで予約してください（予約のキャンセルも同じ）。

※利用登録申請書に記載の登録番号が、休日保育予約サイトでの利用登録に必要となります。

緊急の利用は原則としてできません。

利用希望者が多い日等は、利用できない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。

(4) 休日保育の利用枠には限りがございます。無断キャンセルの為、当日空きがあるにも関わらず、キャンセル待ちのご家庭が休日保育を利用出来ない場合もあります。予約をキャンセルされる場合には、なるべく早急に予約サイトを介して手続きを行うようご協力お願い致します。無断キャンセル（病気以外の当日キャンセル含む）が多いご家庭は、以後の利用をお断りいたします。

5 利用時間

(1) 利用時間は、午前7時30分から午後6時です。（短時間の利用も可能です。）

★留意事項

休日保育は、毎回、利用する子どもが異なり、ひとりひとりの状況把握が難しいため、以下の事項について御注意くださいますようお願いいたします。

(1) 投薬について

投薬は、出来る限りお控えいただきますようお願いいたします。

・子どもの体調により、やむを得ず、投薬が必要な場合は、必ず投薬依頼書を御持参のうえ、利用の際に口頭にて薬がある旨お伝えください。

・投薬依頼書等が確認できない場合は、投薬を控えさせていただく場合があります。

※投薬依頼書は、市子育て支援課又は大黒保育園に準備してありますのでお尋ねください。

(2) 児童のアレルギーについて

アレルギーの有無についてアレルギー等調査票を提出して下さい。

問合せ先

* 市子育て支援課（1階⑩番窓口）電話 31-1134 * 大黒保育園 電話 45-3078